

特定重要技術研究推進事業に関する有識者会議の開催について

令和7年10月25日
内閣府政策統括官（経済安全保障担当）決定

1. 趣旨

特定重要技術研究推進事業は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）に規定する特定重要技術について、その国際共同研究を国家間の同意等に基づき実施する国内の研究開発実施機関（以下「機関」という。）の長に対し、当該研究の実施に要する経費を補助することにより、当該技術の育成・獲得を図るとともに、国際的な信頼関係の形成に寄与することを目的とする。

事業の実施に当たり、機関が行う事業について意見を聴くため、特定重要技術研究推進事業に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催する。

2. 構成

- （1）有識者会議の座長及び構成員は、別紙のとおりとする。
- （2）座長は、必要があると認めるときは、関係者及び専門的な知見を有する学識経験者等に出席を求めることができる。

3. その他

- （1）有識者会議の庶務は、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付において処理する。
- （2）有識者会議、議事及び資料は、原則として非公開とする。
- （3）有識者会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付の登録を受けることとする。
- （4）前各項に定めるもののほか、有識者会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

(別紙)

特定重要技術研究推進事業に関する有識者会議 構成員

(五十音順、敬称略)

◎印：座長

岩田 知孝 国立大学法人京都大学名誉教授

植松 光夫 埼玉県環境科学国際センター総長、国立大学法人東京大学名誉教授

岡崎 慎司 国立大学法人横浜国立大学大学院工学研究院教授

角南 篤 公益財団法人笹川平和財団理事長、国立大学法人政策研究大学院大学学長特命補佐

◎松本 洋一郎 国立大学法人東京大学名誉教授